

令和 5 年昭島市教育委員会第 4 回定例会 議事録

日時：令和 5 年 4 月 2 0 日

午後 2 時 3 0 分～午後 4 時 2 6 分

場所：市役所 市民ホール

昭島市教育委員会

○教育長（山下秀男） 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年昭島市教育委員会第4回定例会を開会いたします。

新年度に入り、最初の会議であります。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、会議に先立ちまして、2点、報告をさせていただきます。初めに、先月の本定例会において御報告させていただきましたとおり、白川宗昭教育委員会委員が令和5年4月7日までの任期をもって退任されることとなり、先月28日の第1回市議会定例会最終日の本会議において、臼井市長から新たな教育委員会委員として、眞如むつ子氏を任命することについての提案がなされ、全会一致で同意を得て、令和5年4月8日から令和9年4月7日までの4年間を任期として、眞如むつ子氏が新たな教育委員会委員の任命を受け、就任されました。

眞如委員におかれましては、長きにわたり教育職に就かれ、本市の小学校において校長職を長くお務めいただくなど、教育行政に深い識見と経験をお持ちの方でございます。

本日の会議から出席をいただいておりますので眞如委員より自己紹介をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員（眞如むつ子） ただいま御紹介いただきました、眞如むつ子でございます。私、平成31年度3月に退職するまで43年間教職についておりました。その中で、教員として11年間、それから校長として13年間、24年間、昭島市の小学校で勤務しておりました。子どもたちが小学校に入学して中学に羽ばたいていくという、その成長に関われたというか、その喜びと、それから、保護者、地域の皆様、教職員ももちろんですけども、いろいろな出会いがあり、一緒に協働できたということが今の私の支えにもなっているし、財産だとも思っております。

教育委員会につきましては、今ここで思い出話をする場ではないんですけども、特に校長職としていろいろお世話になったところで、昭島市教育委員会はフットワークのよさと、親身になって学校に向き合ってもらえたという印象を持っています。これはおそらく、今現在も継続されているんじゃないかと思います。もう話したいことがいっぱいあるんですけども、本当に何かちょっと連絡をするとすぐ来てくださって対応してくださったり、本当に助けていただいて、感謝、感謝の気持ちでいっぱいです。

退職して、今は、大学で教職を目指している学生さんたちと、それからちょっとメンタルの面で休職しているという教員に対して、教職の素晴らしさというのを伝えたいと思って、今、関わらせていただいているところです。やはり関わっている中で、例えば働き方改革とか、それから教員採用とか、本当にいろいろな問題が課題が山積しているなというふうに実感しています。そのために、さあどうするんだというところで、私は都内の例えば区市町村教育委員会に対して、率先して教育委員会がリーダーシップを発揮して、そういう教育課題をどんどん解決していくそういう取り組みをしてもらえるといいなという願いと希望、期待を持っていたところです。

今回、教育委員を拝命いたしまして、本当に身の引き締まる思いでいっぱいなんですけれども、ちょっとさび付いてきておりますので、教育委員の先生方、そ

れから事務局の職員の皆様の御教授をいろいろ得ながら、正しい情報をしっかりとつかみながら職務を果たしていけたらいいなと思っております。本当に微力ではございますが、一生懸命やりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 眞如委員、どうもありがとうございました。これからよろしくお願いいたします。

なお、委員の構成に変更がございましたため、議席番号を1番山下、2番紅林委員、3番氏井委員、4番松本委員、5番を眞如委員とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、令和5年4月1日付けの人事異動に伴う、教育委員会事務局説明員の変更につきまして、本日配布の報告事項にもございますが、ここで私から、順に紹介させていただきたいと思います。

まず、生涯学習部長、磯村義人でございます。生涯学習部、アキシマエンス管理課長からの昇任異動であります。

○生涯学習部長（磯村義人） 磯村と申します。よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 次に、学校教育部、学務担当課長、横山学。総務部、総務課長からの異動であります。

○学務担当課長（横山学） 横山でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 次に学校教育部、指導課、統括指導主事、田中晴恵。瑞雲中学校副校長からの異動でございます。

○統括指導主事（田中晴恵） 田中でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 次に、本日は欠席の届けが出ておりますが、学校教育部、指導課、指導主事、押阪絢子。小金井市立第四小学校指導教諭からの昇任転入異動により指導主事にあててのものでございます。よろしくお願いいたします。

次に学校教育部、学校給食課長、渡辺春美。子ども家庭部、女性活躍支援担当課長からの異動でございます。

○学校給食課長（渡辺春美） 渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 次に、生涯学習部、アキシマエンス管理課長、岩波聡。都市計画部、都市計画課長からの異動でございます。

○アキシマエンス管理課長（岩波聡） 岩波でございます。よろしくお願い申し上げます。

○教育長（山下秀男） 以上、説明員に変更がございましたのでどうぞよろしくお願いいたします。

たします。

2点の報告については、以上となります。

それでは会議に入りたいと思います。

本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

初めに、日程2、前回の会議録の署名につきましては、既に調整を終え、署名もいただいておりますので、御了承願います。

次に、日程3、教育委員会会議規則第16条の規定に基づく、本日の会議録署名委員につきましては、2番 紅林委員、3番 氏井委員でございます。よろしくお願いいたします

次に、日程4、教育長の報告に移ります。

昨日そして今日、また明日もだそうですね、25度を超えて、初夏を思わせるような気温となっております。つつい薄着になりがちですが、朝晩はぐっと気温が下がり、寒暖差が大きい日々であります。皆様方には健康管理に十分注意をしていただきたいと思います。

さて、小中学校ともに始業式入学式を終え、新入生を迎えての新たな年度の教育活動がスタートして2週間あまりが経過をいたしました。先般の、年度初めの校長会、副校長会においては、1点目、児童生徒一人一人が充実した楽しい学校生活を送ることができ、夢や希望をかなえられるよう、学校と教育委員会が連携協力をさらに強化し、誠心誠意の教育に取り組んでいくこと。

また、2点目として、各学校共通する課題、学校ごとの個別の課題について一つ一つ着実に解決を図っていただきたい。そして3点目として、子どもたちが学ぶことが楽しい、先生方が教えることが楽しい、楽しい学校づくりをお願いしたい旨、改めてお伝えをしたところであります。

また、新規採用の教員22名が、一昨日から1年間を通しての新任者研修に入りました。教職員の担い手不足が深刻な問題となっておりますが、この新任の先生たちが子どもたちにしっかりと向き合い、寄り添いながら、子どもたちの声に真剣に耳を傾けられる、真に思いやりのある先生に育ってほしいと願っております。

そのためにも、学校と教育委員会が連携をして、懐深く温かく、そして根気よく指導育成にあたっていかなければならないとの思いを強くしております。

また、学校職場の負のイメージが広がってしまっておりますので、これを何とか払しょくをしていきたい。そのために、学校職場のイメージアップ作戦を試行錯誤しながら展開していきたいと考えております。学校職場が明るく楽しい職場という評価が広がっていくように、粘り強く取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いをいたします。

本年度も引き続き、市長部局と緊密な連携を図りながら、学校と教育委員会のより強固な連携について、教育委員の皆様と具体的に話し合いながら、鋭意進めてまいりたいと考えております。学校教育も生涯学習も多くの課題を抱えておりますが、一步一步着実に解決への歩みを進めるとともに、円滑な行政運営に精一杯努めてまいりたいと存じますので、教育委員の皆様におかれましてもぜひよろしくお願いいたします。

本日私からの報告は以上となります。

なお、教育委員会名義の使用承認につきましては、お手元の資料のとおり、7件であります。

ただいまの報告について、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、以上で日程4を終わります。

それでは、日程5の議事に入ります。

初めに、議案第10号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○学校給食課長（渡辺春美） 議案第10号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

昭島市学校給食運営審議会委員につきましては、選出区分が小学校長である委員は、小学校校長会から、また中学校長である委員は、中学校校長会から推薦をいただき委嘱しており、この度、役割分担の変更に伴います委員の退任及び後任委員推薦の申出がございました。

また、所轄保健所職員の人事異動がございましたことから選出をいただきました。このため、議案書に記載されておりますとおり、武蔵野小学校長大河原博氏、および多摩辺中学校長、堀田典子氏、並びに所轄保健所職員、伊藤皓子氏のお三方を、令和5年4月20日から前任者の残任期間である令和6年7月31日までの間、昭島市学校給食運営審議会委員として委嘱いたしたく本議案を提出するものでございます。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（山下秀男） 議案第10号について、説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

いかがでしょうか、よろしいですか。それでは特にないようですのでお諮りしたいと思います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男） 御異議なしと認め、議案第10号は、原案のとおり決しました。

次に、議案第11号「昭島市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○社会教育課長（塩野淑美） 議案第11号「昭島市社会教育委員の委嘱について」、提案理由並びにその内容について御説明いたします。

本案件は、社会教育委員のうち「学校教育の関係者」から選出されておりました委員1名が、令和5年4月1日付で他市に転出されたことから、新たに委員を委嘱する必要があるため、御提案するものでございます。

それでは、委嘱予定委員の経歴等について御説明いたします。

前川法彦氏、男性、52歳は、福島中学校の校長先生でございまして、中学校校長会からの御推薦をいただいております。選出区分は学校教育の関係者でございます。

なお、委嘱予定委員の任期は、本日、令和5年4月20日から前任者の残任期間である令和6年9月30日まででございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく お願いいたします。

○教育長（山下秀男） 議案第11号について、説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

よろしいですか。

よろしいですね。それでは、お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男） 御異議なしと認め、議案第11号は、原案のとおり決しました。

続いて、議案第12号「公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○市民会館・公民館長（立川豊） 議案第12号「公民館運営審議会委員の委嘱について」、提案理由及びその内容について御説明いたします。

本案件につきましては、令和2年10月1日付で昭島市公民館運営審議会委員を委嘱しておりました、昭島市公立小学校校長会より選出された、田中小学校校長 星野典靖氏が、令和5年4月30日付で委員を辞退されることに伴い、5月1日以降欠員となることから、新たに委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。今回、委嘱を予定しております委員は、お手元の資料のとおりでございます。

資料にございます眞砂野裕氏は、学校教育の関係者として、小学校長会より推薦をいただきました。光華小学校の校長先生でございます。

なお、委員の任期につきましては、前任者の残任期間であります、令和5年5月1日から令和6年9月30日までの1年5カ月でございます。

以上、よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長（山下秀男） 議案第12号について、説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

よろしいですね。

それでは、お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男） 御異議なしと認め、議案第12号は、原案のとおり決しました。

続きまして、協議事項に入ります。

初めに、協議事項(1)「昭島市学校運営協議会の設置について」事務局より説明をお願いします。

○指導課長（小林邦子） 協議事項(1)「昭島市学校運営協議会の設置」について御説明

申し上げます。協議資料1を御覧ください。

令和5年度より学校運営協議会を設置し、地域と学校が目標や課題を共有し、「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みである、コミュニティ・スクールを導入いたします。

学校運営協議会の設置は、昭島市学校運営協議会規則第3条第2項に基づき、教育委員会が明示し、当該対象学校に対して通知するものとしております。

令和5年度の昭島市学校運営協議会の設置でございますが、武蔵野小学校、つじが丘小学校、瑞雲中学校の3校に設置していきたいと考えております。本日、御協議をいただき、それを踏まえ当該対象学校に通知をいたします。

御協議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（山下秀男） 協議事項(1)について、説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

氏井委員。

○委員（氏井初枝） 御説明ありがとうございます。対象学校の3校については、これまでの会議の中でも話題に出ていましたし、これで結構だと考えております。

二つお尋ねがございます。1点目です。昭島市学校運営協議会規則第3条第3項で、教育委員会は協議会を設置する時は、対象学校の校長、それから当該学校に在籍する生徒・児童、保護者、それから所属する地域住民の意見を聞くものとするということが書かれておりますけれども、地域住民の意見を聞く手段の方法として、学校評議委員会、昨年度末に行われた学校評議委員会がその場になっているのかなと私は考えたんですけれども、それ以外の場合、地域の方からの御意見をお聞きする機会があったのかどうかということが1点目のお尋ねです。

それから2点目のお尋ねは、この学校運営協議会を置くということに関して、校長先生、保護者、それから地域住民の方々からどんな御意見が出たのか、もし教育委員会のほうで把握なさっていることがございましたら教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○指導課長（小林邦子） 設置にあたって、校長や児童・生徒の保護者、地域住民の意見を反映するよう努めるものとございますけれども、昨年度の12月ぐらいから、まず学校評議員を務めていただいている委員、教職員、3月には保護者に対して御説明をして、この設置にあたっての御理解をいただくという形で進めてまいりました。

特段、御意見というのは教育委員会に上がってきておりません。学校運営協議会を置くことについてのその後の御感想や御意見でございますけれども、3校ともに地域とのつながりが非常に深い学校で、小中連携なども進めてまいりましたので、その実績を踏まえて、今がコミュニティ・スクール導入のよいタイミングであろうということや、先行実施の取組を工夫して進めてまいりますと言ったお声をうかがっております。

以上でございます。

○教育長（山下秀男） 氏井委員。

○委員（氏井初枝） ありがとうございます。つけ足しのお尋ねになりますが、学校便りの3月号では、つつじが丘小学校と武蔵野小学校のほうでコミュニティ・スクールについて、校長先生の文の所に書かれておりましたし、瑞雲中につきましても、内側に「コミュニティ・スクールとは」というので、こういうが入っているので、こんな形でも保護者の方にすぐ周知を図っていらっしゃるんだということがわかりました。

瑞雲中学校の学校便りの内側に載っている資料の一番下に「昭島市教育委員会」と書いてございますが、同じようなものが、つつじが丘小学校とか武蔵野小学校の保護者会などの折に、これが配布されているということでよろしいのでしょうか。

○指導課長（小林邦子） 今、お尋ねがありましたコミュニティ・スクールへ移行していきますというリーフレットにつきましては、3校が保護者会などで御説明するにあたり、こちらの資料を元にお話しいただきたいということで、3校すべてに配布しているものでございます。

○委員（氏井初枝） ありがとうございました。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。
松本委員。

○委員（松本芳之） 直接これとは関係ないかもしれませんが、この先のタイムスケジュールというか、何年先ぐらいまでに、これ全部に実施する形になるのかと思うんですけれども、一応の心づもりとかそういうものはあるのでしょうか。

○指導課長（小林邦子） 国のほうから令和4年度から6年度までを重点期間として集中的に取り組むということが示されまして、それを受けて5年度先行実施というふうに考えております。この先の取組は広げていきたいと考えておりますが、まず、3校の取組を踏まえて、今後の展開について検討を進めてまいります。
以上です。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。ほかございますか。
紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 御説明ありがとうございました。先ほどの御説明の中でもこの3校は地域とのつながりも強く適している地域ということで先行実施するというお話で、それで結構だと私も思います。ただ、昭島市にとっては初めてのことで、この3校実施しての状況、それを3校で情報共有する場があるのか、いろいろ委員さんの選出の問題とか、実際にそれを今までの評議員会の形から一歩進めた形になったことで、どういうふうにそれを有効的にそれを活用するという

か、動かせて行けているかというのいろいろな情報を共有したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、そういう場を考えていらっしゃるのかどうか、それをまた、地域、保護者にフィードバックしていく方法とかを何か考えていらっしゃるのか、そして教育委員会の場、そして私ども教育委員にもそういった情報を実際の成果、課題のような形でお示しいただける場を考えていらっしゃるかどうかをお伺いしたいと思います。

○指導課長（小林邦子） このあとのスケジュールでございますけれども、6月1日からコミュニティ・スクールの委員の任期が始まります。その前に任命書を5月の終わりぐらいに行いまして、委員の方々に、任命状をお渡しするとともに、コミュニティ・スクールの意義や期待する役割について直接お話をさせていただきます。そしてスタートして、7月の後半あたりに、各学校の委員や校長先生、副校長先生においでいただき、情報交換とコミュニティ・スクールに関する研修のようなものを考えてございます。

また年度途中に、各学校がどのように取組を進め、成果や課題というふうに把握していらっしゃるのかを御報告いただく機会を設け、各学校の管理職と共有して次年度に生かしていきたいと思っております。教育委員会の場でどのような形で御報告させていただくかということは、検討して進めてまいりたいと思います。以上です。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。ほかございますか。
それでは、本件について承認をいただけるということでよろしいでしょうか。
（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男） それでは本件は承認されました。
以上で協議事項(1)を終わります。
次に、報告事項に入ります。
初めに、報告事項(1)「昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いします。

○教育総務課長（野口明彦） 報告事項(1)「昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について、御説明申し上げます。

本件につきましては、指導課の事務分掌が令和5年4月1日付で改正されたことに伴い、教育委員会の規則を整備するものでございます。

本来、昭島市教育委員会規則その他教育委員会が定める規程の制定、または改廃に関することは、教育委員会において議決いただかなくてはならない事項でございます。しかしながら、本年4月1日に事務分掌が改正されましたことに伴い、本規則も同日に施行する必要があると、その間、教育委員会が招集されるいとまがなかったため、「昭島市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第2条第1項に基づき、教育長が臨時に代理し、本規則の改正をいたし、3月30日付公布、4月1日施行いたしましたことを御報告いたしますのでございます。

それでは、2枚目の報告事項1、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

指導課の事務分掌の変更により、指導課教職員係の旧の列の(10)「課内庶務に関すること」を削り、指導係の新の列、(8)「課内庶務に関すること」を新たに追加するものでございます。

報告は、以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項(1)について、説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですね。特にないようですので報告事項(1)を終わります。

次に、報告事項(2)「昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」事務局より説明をお願いします。

○教育総務課長（野口明彦） 報告事項(2)「昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」について、御説明申し上げます。

本件は、副市長の専決事案とされている「1件1,000万円を超える歳入の調定及び収入の通知に関すること。」及び「1件1,000万円を超える国または都の支出金の申請及び請求に関すること。」が一部、部長又は課長の専決事項に変更されるに伴い、昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するものでございます。

報告事項2、参考資料を御覧ください。

新旧対照表の部長の専決事項、第3条第1号シ中「100万円を超え1,000万円以下の」を「100万円を超える」に改め、同号中スをセとし、シの次に「ス 次に掲げる国、都等の支出金の申請に関すること。（ア）1件1,000万円を超え、かつ、定例的なもの、（イ）1件1,000万円以下のもの」を加え、課長の専決事項、第4条第1号に「サ 国、都等の支出金の請求、実績報告及び精算に関すること」を加えました。

報告は、以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項(2)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですね。特にないようですので以上で、報告事項(2)を終わります。

次に、報告事項(3)「昭島市立小・中学校照明器具LED化について」事務局より説明をお願いします。

○教育総務課長（野口明彦） それでは、昭島市立小・中学校照明器具のLED化について御説明申し上げます。

報告資料3をご覧ください。

初めに、1、事業概要」でございます。本事業は、小・中学校照明器具のLED化を行い、児童・生徒の学習環境の向上を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減及び光熱費の削減を図るものでございます。

導入にあたっては、「照明器具をLED化に改修する費用をLED化に伴う光熱費の削減分で賄うESCO事業」として実施いたします。

ESCO事業は、省エネルギー改修に係るすべての経費、今回の場合は、LED化改

修にかかるすべての経費を光熱費の削減分で賄う事業で、省エネルギー診断、設計・施工、維持管理、資金調達など、すべてに係るサービスを ESCO 事業者が提供するものでございます。

令和 5 年度当初予算で債務負担行為を設定し、企画・提案型競争方式により事業者を選定、令和 21 年度までの 15 年間、包括的に業務委託を実施するものでございます。

2、事業者選定についてです。事業者の選定に際しては、経済的に配慮しつつ価格のみならず照明器具の更新範囲や事業者の創意工夫を最大限に取り込む技術提案等の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた業務委託契約となるよう、企画・提案型競争方式を採用いたします。

この企画・提案型競争方式による選定にあたり、令和 5 年 3 月に「昭島市立小・中学校照明器具 LED 化業務委託業者選定審査委員会要綱」を制定いたしました。

3、導入スケジュールでございます。これまでに業者選定委員会を 1 回開催し、今後 7 月下旬までに 2 回開催を予定しています。8 月下旬までに選定事業者と契約を締結し、その後、約 1 年間で照明器具の LED 化改修を実施します。

令和 6 年 9 月 1 日から令和 21 年 8 月 31 日までの 15 年間を省エネルギーサービスの提供期間としています。

報告は、以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項(3)について、説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

松本委員。

○委員（松本芳之） これによってすべてが、照明器具が LED 化されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。それともまだ一部残っていて、一部を実施する、これで完成で、すべてが LED になるのかこれが 1 点。

それからもう一つは、現在事業者が選定作業になっているということなのですが、どれぐらいの応募というか、手を挙げているところがあるのか、その数だけでも教えていただければと思います。

この 2 つです。

○教育長（山下秀男） それでは LED 照明器具を実際に取り付ける期間も含めて、LED 照明機器交換していく期間がありますよね。実際にやる期間も含めてお答えいただいてよろしいですか。

○教育総務課長（野口明彦） まず LED に交換していく作業期間でございますけれども、契約を締結後、約 1 年間かけまして令和 6 年 8 月 31 日までに取り付けを完了したいというふうに考えてございます。

また、すべての照明が LED 化されるのかということでございますけれども、こちらにつきましては ESCO 事業というものが LED 化によって削減される効果の範囲内で実施をするということになってございまして、私ども事務局の想定といた

しましては全体の 8 割程度というふうに想定をいたしております。

それと事業者選定の業者はどれくらいの事業者が手を挙げているかということでございますけれども、こちらにつきましては、明日告示予定というふうになっておりますので、まだ応募事業者はございません。以上でございます。

○教育長（山下秀男） 私もついでに 1 個確認したいのが、8 割というのは、やっぱり教室とか職員室が中心になるんですよね。そこはいかがですか。

○教育総務課長（野口明彦） 交換によって効果の大きいお部屋ということになってございますので、教室、また職員室という所は当然対象となってまいります。比較的、照明の点灯時間が少ない、倉庫ですとか印刷室ですとか、そういった照明時間が少ない所は効果が少ないということで、交換されないケースも想定をしているということでございます。

○教育長（山下秀男） ありがとうございます。わかりました。
ほかにございますか。
氏井委員。

○委員（氏井初枝） 照明器具は LED 化するというのはすごくわかりやすいんですけども、ESCO 事業というのは、すみません、ちょっとよくわからないので教えていただきたいと思います。

○教育総務課長（野口明彦） ESCO 事業につきましてもう一度御説明させていただきたいと思います。

LED 化に改修するためには当然、費用が発生するわけでございますけれども、LED 化することによりまして、これまで支払っていた光熱費がかなり削減をされることが想定されるわけでございます。その下がった金額、これはたくさん交換をすればそれだけ大きな削減額になるわけでございますけれども、その削減されるであろう額の範囲で、どれぐらいの照明器具を改修できるだろうかという事業でございます。

今、8 割ぐらいの照明が回収できるのではないかと。そしてこの改修を 15 年間でお支払いをしていく、委託料としてお支払いをしていく、こういう事業でございます。

○委員（氏井初枝） 今の御説明いただいた内容というのは、この表になっているところの一番下の、省エネルギーサービスの、ということと同じというふうに考えればよろしいですか。

○教育総務課長（野口明彦） 御指摘のとおりでございます。

○委員（氏井初枝） わかりました。それから先ほどの御説明の中で、印刷室等あまり使われない所は変える必要がないと思いますというお話がございましたけれども、

そういう箇所ってそんなに特別多くないし、切りかえの時期にやってしまったほうがいいかしらなんて、全くの素人考えなんですけど、そこら辺、やっぱり LED にかえるということで、かなり費用がかかるので、あまり使わなく効果が望めないようなところだったら、変えずにそのままのほうが、効率とか費用の面でもよろしいというふうにお考えだというふうな捉え方でよろしいでしょうか。

○教育総務課長（野口明彦） 先ほど印刷室という例を挙げましたが、交換する必要があるということではなく、削減される効果の範囲内で、どれぐらいの部屋が改修できるだろうかというのを、この企画提案型競争で事業者に提案をしていただくわけでございます。業者のほうで、どれぐらいの部屋までが交換できるだろうかということでございますので、場合によっては、ここも交換できるという事業者もあるかなというふうに思っております。

また、ESCO 事業は自治体の初期投資がないという大きな特徴がございますので、削減される範囲内の中でどれぐらい効果が出るだろうかというような事業となつてございます。

○委員（氏井初枝） ありがとうございます。

○教育長（山下秀男） 松本委員はよろしいですか。眞如委員はよろしいですか。
松本委員。

○委員（松本芳之） ESCO は、これは何かの略じゃないかと思うんですけども、教えていただけると助かります。エネルギーじゃない、エナジーかな。

○教育総務課長（野口明彦） エネルギー・サービス・カンパニーの頭文字で ESCO でございます。

○教育長（山下秀男） エネルギー・サービス・カンパニーで ESCO ですね。
ほかはございますか。よろしいですか。
それでは以上で報告事項(3)を終わります。
次に、報告事項(4)「令和4年度指定学校変更・区域外就学の処理状況について」事務局より説明をお願いします。

○学務担当課長（横山学） 報告事項(4)「令和4年度指定学校変更・区域外就学の処理状況について」報告いたします。

まず、1の指定学校変更につきましては、学校教育法施行令の定めにより、児童及び生徒の保護者に対して通学すべき学校を指定することとなっておりますが、昭島市公立学校学区に関する規則により、保護者の願い出を受け、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、指定学校を変更することができることとなっております。教育委員会では、指定学校変更の基準を設け対応しているところでございます。

表の見方でございますが、左から順に、通学校の欄につきましては、指定された学校の区域外から通学をしている児童・生徒の人数でございます。指定学校の欄につきましては、指定された学校ではなく、市内の他学区の学校に通っている児童・生徒の人数を表し、その理由の内訳を示しております。

東小学校の例で申し上げますと、通学校の19人につきましては、他の学区域から東小学校に通学している児童の人数でございます。指定学校8人につきましては、東小学校の学校区に住所がある児童のうち、市内の他学区の学校に通学している人数でございます。

続きまして、2の区域外就学につきましては、市外から市内の学校へ、または、市内から市外の学校へ通学することを教育委員会が承諾し、就学するものでございます。転居等の理由により、他市に住所のある児童・生徒が、本市の学校へ通学されている方が、小学校で17人、中学校で6人、合計23人おりました。また、本市に住所がありながら、市外の学校に通学している方が小学校で12人、中学校で9人、合計21人おりました。理由の内訳につきましては、右の欄にお示ししておりますので御覧いただければと存じます。

以上、御報告いたします。

○教育長（山下秀男） 報告事項(4)について、説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいですか。特にないようですので以上で、報告事項(4)を終わります。

次に、報告事項(5)「令和5年度昭島市立小・中学校学級編制の状況について」事務局より説明をお願いします。

○学務担当課長（横山学） 報告事項(5)「令和5年度昭島市立小・中学校学級編成の状況について」報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

1、各学校別児童・生徒及び学級数、2、対前月比較増減について説明いたします。

児童・生徒及び学級数につきましては、4月の入学時現在の状況でございます。(1)の小学校でございますが、表中に児童数、括弧内の数字で学級数を表しております。

小学校全体の学級数は特別支援学級を含めまして209学級、児童数は5,646人でございます。児童数は前月から全体で3人の増となっております。

特別支援学級の固定級の児童数につきましては、共成小学校が21人、富士見丘小学校が52人、つつじが丘小学校が47人、田中小学校が26人となっております。

続きまして、(2)中学校でございますが、中学校全体の学級数は88学級、生徒数は2,627人でございます。生徒数は、前月から全体で41人の増となっております。

特別支援学級の固定級の生徒数につきましては、昭和中学校が30人、清泉中学校が28人、多摩辺中学校が46人でございます。

資料裏面に移りまして、3、特別支援学級（固定）在籍者学年別内訳、4、特

別支援学級（通級）在学者学年別内訳、5、特別支援教室在学者学年別内訳を記載しております。

3につきましては、全体の児童・生徒及び学級数の説明の中で説明いたしました固定級の内訳でございます。

4、特別支援学級の通級の在学者数の内訳でございますが、富士見丘小学校の言語障害が29人、難聴が2人でございます。

5の特別支援教室在学者数の内訳でございます。各学校の特別支援教室に入室している児童・生徒の数でございます。なお、令和3年度から、中学校全校に特別支援教室を開設いたし、拠点校である瑞雲中学校から各学校へ教職員が巡回して指導を行っております。

以上、御報告いたします。

○教育長（山下秀男） 報告事項(5)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見を願います。

紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 御説明ありがとうございました。1点お伺いしたいことと感想が1点ございます。

1点お伺いしたいことは、1学級35人学級が順次導入されていると思うんですけども、今、何学年までで、今後1年に一つずつ上がって行くんだと思うんですけども、とした場合に、どんどんクラスは方向としては増えるということになると思うんですが、教室とか足りなくなりそうな学校はないのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

もう1点感想といたしましては、先ほど御説明頂きました中学校の特別支援教室が導入されましたけれども、在籍者が104名いるということで、それだけの需要があったんだなというふうに思いまして、導入してできてよかったなというふうに感じております。

以上です。

○学務担当課長（横山学） 御質問いただきました35人学級が今何学年なのかということでございますが、資料の右側の所に記載がございますが、小学校1から4学年までが現在35人学級ということで、おっしゃるとおりこのあと一学年ずつ上がっていくという流れになってございます。

教室数が足りているかというところですが、このままの推移で行けば、今後北口の開発等でどのような状況になるかというのは、今後検討を進めさせていただきたいと考えてございます。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。

ほかにございますか。

松本委員。

○委員（松本芳之） 先日、小中学校の卒業式に伺いました。で、校長先生とお話ししま

した。いくつか面白いお話を聞いたんですけども、この件に関わることで、私
拝島中学に伺いまして、人数が多いのに非常に驚きまして、こんなにいますかと
いうことで、すぐにこれで足りていますかねと言ったら、表向きは足りています
と。ただもういっぱいいっぱいなので、この学校では、実は、例えば英語とか数
学の習熟度別のクラス分けによる授業と言いましょうか、それは教室そのものが
いっぱいいっぱい、割ってやれる余裕がないんですということを話の流れの中
ではあって、もう一つは、拝島中学そのものが、建て増しによって校庭が狭くな
っている。昔よりは狭くなっているんですよということを伺いました。

現在のところだと、形としてはそうやって間に合っているんでしょうけれど
も、きめの細やかな学習を進めていくということになると、できている所と、市
内でどの程度それが行われているのかということをお知らないんですけども、
やれている所とやれていない所があるとすると、ちょっとそれはいかがなものな
のかなということ、先生が言っているんですけども、私がお話を聞いた時
に、こちらの人数の多さの話からそういう形になりまして、そういうふうに私が
聞いて、本当にこれで間に合っていますかね、この大きさでというふうに言いま
したらそういうお話が出たので、そこら辺はどう理解されているのかなというこ
とが一つです。

それから、もう一つはもっと先のことだと思いますけれども、中学校にいずれ
全学年 35 人になりかねない、なりそうな実験的ななされてきて、なされたとい
うことはおそくなるんだろうというふうに思うんですけども、そういう場合は
どこか建て増すとかという形になるんでしょうか。その時考えればいいという
ふうに思いますけれども、ちょっとその辺をお伺いしたい。特に前半部分、学校
によってそういうきめ細かな対応ができる所とできない所があるのかなという。
できている所はあるんでしょうか、やっている所はあるのか。少なくとも拝島中
学校はキャパとしてやれないんです、やっていませんということをおっしゃっ
たので、そこを教えていただきたいと思います。

○指導主事（水谷延広） 習熟度別のコースによる編成の授業ということですが、
小学校、中学校共に、算数・数学についてはすべての学校で実施している、これ
は教育課程上、習熟度別、東京都のガイドラインに従って習熟度別の授業を実施
するということで定めておりますので、すべての学校で行っているものでござい
ます。ただ、拝島中学校におきましては、6クラス、5クラス、クラス数が多い
わけですが、それ専用の数学室という名前だと思いますが、別に部屋を設
けて、例えば二学級を3展開する形、2つのクラスを3つのコースに分ける、で
二つはそのクラスの教室を使って、もう一つ別の数学室を使って行っているかと
思います。ただ、クラス数が多いために、時間割の編成を工夫することによって
対応しているものだと思いますので、全くやっていないと、実施していないとい
うことはないかと思いますが、ただ、教室数が少ない、在籍生徒に対して少ない、足
りない現状はあるかと思いますが、その辺は工夫して実施していると思います。

以上です。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。

○委員（松本芳之） 英語というのはどうなんですか。英語は特にやっていない。

○指導主事（水谷延広） 外国語につきましても、中学校につきましても、これは少人数という形でやはりクラスを展開してやっています。先ほど申し上げましたように数学のコースと実施と同様の形で行っております。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。
松本委員、入学式、卒業式どちらですか。

○委員（松本芳之） 入学式。

○教育長（山下秀男） 入学式ですね。わかりました。
ほかにございますか。
指導主事。

○指導主事（水谷延広） 追加で、毎年教職員係、教育委員会事務局、教職員係と指導主事が各学校を巡回して、その少人数が適正に、東京都のガイドラインに基づいて行われているかということも毎年確認をしております。

○教育長（山下秀男） ということでございますが。
松本委員。

○委員（松本芳之） 少人数による習熟度というのは、結局、現在子どもの学力をまとめるコアになると思いますので、きめ細かくそこを重点的に実施可能なようにしていくと。つまり最低基準を満たしているから問題ないよという形でパスされてはちょっと問題があるというふうに私は思っているので、極端に言えば他市に先駆けて充実させていくとか、そういうことをやっていくことが子どもの充実感と言いましょうか、それぞれのレベルで自分ではできているという手ごたえをつかめるものだと思いますので、そこら辺が実施可能になるように努めていただきたいと思います。
以上です。

○教育長（山下秀男） 御意見ありがとうございます。受け止めてより良い対応を図って行ければと思います。よろしくお願いいたします。
ほかございますか。よろしいですか。
それでは、以上で報告事項(5)を終わります。
次に、報告事項(6)「令和4年度就学支援の状況について」事務局より説明をお願いします。

○統括指導主事（田中晴恵） 報告事項(6)「令和4年度就学支援の状況について」御説

明いたします。

1の「就学相談結果」は、令和4年度に新たに小・中学校に就学する児童・生徒の相談に対して、就学先として、通常の学級が適しているのか、特別支援学級が適しているのか、または特別支援学校が適しているのかを就学支援委員会にて判定した結果でございます。なお、判定に対して保護者が決定した就学先の結果として、右の欄に記載をしてございます。

小学校では89名の相談がありました。就学支援委員会の判定としまして、知的障害特別支援学級が適すると判定が出た児童が13名、自閉症・情緒障害特別支援学級が適すると判定が出た児童が9名、特別支援学校が適すると判定が出た児童が17名、通常の学級が適すると判定が出た児童が32名でした。また、相談のみで終結した児童が18名でした。

中学校では、73名の相談がありました。知的障害特別学級が適すると判定が出た生徒が43名、自閉症・情緒障害固定学級が適すると判定が出た生徒が10名、通常の学級が適すると判定が出た生徒が8名、相談のみで終結した生徒が12名でした。

次に、2の「転学相談結果」について御説明いたします。

転学相談とは、通常の学級に在籍している児童・生徒が特別支援学級や特別支援学校に移りたい、または、特別支援学級や特別支援学校から通常の学級に移りたいという相談について、児童・生徒にとっての適正な転学先を検討するものでございます。

小学校では31名の相談がありました。転学・入退室判定委員会の判定としまして、知的障害特別支援学級が適すると判定が出た児童が17名、自閉症・情緒障害特別支援学級が適すると判定が出た児童が10名、特別支援学校が適すると判定が出た児童が1名、通常の学級が適すると判定が出た児童が1名でした。また、転学が適さない、という判定が出た児童が2名でした。

中学校は5名の相談があり、知的障害特別支援学級が適すると判定が出た生徒が3名、自閉症・情緒障害特別支援学級が適すると判定が出た生徒が2名でした。

次に、3の「特別支援教室入室（小学校・中学校）相談結果」について御説明いたします。

特別支援教室への入室について、小学校では79名の相談がありました。入室が適すると判定された児童が79名でした。

中学校では31名の相談があり、入室が適すると判定された生徒が31名でした。

次に、4の「特別支援教室退室（小学校・中学校）相談結果」でございます。発達に関する課題が改善され、退室が適していると判定された小学校では35名、中学校では2名でした。

次に、5の「難聴・言語障害通級指導学級入級相談結果」でございます。17名の相談に対して、言語障害通級指導学級の入級が適すると判定が出た児童は16名、入級が適しないと判定が出た児童が1名でした。

最後に、6の「難聴・言語障害通級指導学級退級相談結果」でございます。言語面の課題が改善され、退級が適していると判定が出た児童は6名でした。

以上、御報告申し上げます。

○教育長（山下秀男） 報告事項(6)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見を
お願いいたします。

眞如委員。

○委員（眞如むつ子） どうもありがとうございます。表にまとめていただいてすごくよくわかるなと思います。2つお聞きしたいと思うんですが、まず就学相談結果の小学校のところ、中学校のところなんですけれども、判定とそれから保護者を選んだところを見ますと、通常の学級を選んでいるお子さんがいますよね。例えば知的のところだと通常の学級4人。それから自閉症のところも2人という感じで通常に入っているんですけれども、保護者にとっても子どもにとっても、入学したあとのフォローがどのようにされるのかというのはすごく大事なことはないかなと思うんですね。そうした時に、担任もそうなんですけれども、通常の学級は担任一人が普通で、そこにたとえばサポート体制が取ってあるとか、それから保護者とどのように入学した後の連絡を取り合うのか、それから経過観察をどういう具合に伝えていくのかというそのあたりはどのように考えていらっしゃるのか。今後のことかなと思うんですけれども、結構、これは悩ましいところだと思っておりますので。これが一つです。

それからもう一つは、次の4番、特別支援教室退室の相談結果なんですけれども、これは難聴のほうもそうです。判定は35人、退室適となっているにもかかわらず、中学校2人となっているにもかかわらず、これが変わっていないということですよ、退室していないという捉え方でいいんですよ。そうすると、どこにどんな原因があるんだろうと。保護者の気持ちとか子どもの気持ちとか、どんなになっているのかなというのをお聞きしたいなと思います。

とても特別支援教育は配慮が必要なところで、ちょっと時期をずらすと子どもが傷ついたり、すぐ後追いになってしまうところがあるので、そこら辺を教育委員会と事務局として、どのように考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○指導主事（佐藤誠） まず1点目についてなんですけれども、判定の結果で、通常の学級を選ばれている保護者の方、通常の学級に入学するお子さんもいるんですけれども、入学後のフォローということで、保護者の方の御希望があればということではあるんですけれども、特別支援教育支援員を配置して、そのお子さんに合った個別の支援を行っております。

また、入学後につきましては、これも保護者の方の希望もあるんですけれども、個別指導計画、学校生活支援シートを作成しまして、担任の先生だったり、学校と学期1回程度ではあるんですけれども、連絡を取り合いながら、また担任の先生とは細やかに連絡を取り合いながら支援について検討しております。

2点目なんですけれども、すみません、私のほうが理解ができていなくて申しわけありません。4番の退室相談結果というところでよろしいでしょうか。ここにつきましては、例えば小学校であれば35人のお子さん、特別支援教室入室

しているお子さんのうち、35人が1年間の指導なんですけれども、1年間の指導で十分に当初の目的を達成されたということで退室をしています。

なので、例えば小学校の35人の右の結果のところなんですけれども、おおぞら教室から10人のお子さんが退室した、十分に通常の学級のための支援で、特別支援教室の指導は終了して、通常の学級の指導のみで学習ができるということで退室ということになっております。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。ちょっと表記の仕方がわかりづらかったのかなと思いますけれども、今のお答えでよろしいですか。

○委員（眞如むつ子） まず一つ目なんですけれども、特別支援員がつくというところですごくありがたいと思うんですけれども、現実にはなかなかその部分が、授業をする側からすれば難しい所があるので、子どもの実態というか、その子によってそれぞれ違ってくると思うんですけれども、やはり特別支援学級がいいとか、そういう判定が出ているんですけれども、その部分を推すとなった場合には、保護者をしっかり理解してもらわないとだめというところがあって、やっぱり保護者がそのように思うような手立てを取ってやっていただきたいなという願いを持っております。

これが一つです。それから4番のほうは、これはおおぞら教室に入ったということなんです。

○教育長（山下秀男） 35人の内訳が右側になるんです。

○委員（眞如むつ子） 出たということなんです。わかりました。失礼いたしました。よかったです。退室はすごく大事な目標というか、そこに進んでいるのであれば大変ありがたいことだなと思います。失礼いたしました。

○指導主事（佐藤誠） 2点目の子どもの実態に応じた指導というところで、昨年度お話ししたんですけれども、元特別支援学校の校長先生であられる方なんですけれども、特別支援教育相談員ということで、各学校の特別な支援を必要とするお子さんの通常の学級での様子を見ていただいて、先生方であったり、それから管理職の先生に適切な指導であったり、個に応じた指導というのを助言していただいております。また学校からの要請に応じて、保護者の方への説明であったりとかということも行っております。

○教育長（山下秀男） 本当に保護者の方のお考えに寄り添うということもすごく大切なことだと思いますし、ただ、先々、児童なり生徒の一番いい方向への進み方ということで、どんな教育が適しているのかというのを保護者の皆さんに御理解いただくということがすごく大切なことだというふうに考えておりますので、今、都立の特別支援学校の元校長先生にもお力添えをいただきながら、その辺のてこ入れというか、きめ細かな対応を図っているということでございます。よろしく願いいたします。

ほかにございますか。紅林委員。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。ちょっとお伺いしたいことがありまして、先ほどのこととも関係するんですけれども、お子さんが入学時の判定として、特別支援学級の判定が出たけれども、保護者としては本当にそうなんだろうかみたいな、色々迷ってしまうみたいな心情もあるかと思うんですね。入ってみて、いろいろやって経験して保護者も観察をしたりして、やはり子どもとも話合ったりしながら、途中でやっぱり支援教室に行ったほうがいいのかみたいなこともよくあることなのではないのかなと思うんですけれども、この転学相談というのは、時期は特に決められていなくて、保護者からの要望があればいつでも相談にのっていただけて、判定が出たら転学できるというシステムになっているんでしょうかという、すみません1点お伺いしたいというふうに思います。

あともう1点は、もう一つ、特別支援教室という形と、転学というのは、一緒に相談できるのかどうか、状況によって転学までちょっとまだ勇気がないけれども特別支援教室にちょっと行ってみて様子を見たいというような状況もあるかもしれないし、お子さんの障害の度合いと種類とかにもよると思うんですけれども、それは一緒に相談できるのかどうかということがお伺いしたいのが2点目。

そして3点目は、ここに他市からの転入というふうに、例えば2番の転学相談結果の中に若草学級、他市からの転入4人とか今回、他市からの転入という人数を記載していただいているんですけれども、結構多いかなという印象があるんですけれども、これは若草学級に行きたいから他市から入って来られているのか、たまたま転居されて昭島に住むようになってということなのか、そこで相談を受けて判定が出てそういうふうになったという結果なのか、ちょっとその状況を教えていただきたいと思います。

最後にすみません、この表の見方としてちょっとわからないところがあったんですけれども、先ほどの2番の転学相談結果の小学校の転学不適、二人というのは、通常学級と転学せずというのは、この上の通常の学級というのと、どういうふうに違うのか、ちょっとその意味がわかりにくかったので、すみませんけれども教えていただきたいと思います。以上です。

○指導主事（佐藤誠） まず、特別支援教室に年度途中でということなんですけれども、相談自体は年度途中でも行っていて、市の心理士が相談に応じています。ただ、転入の時期については判定委員会がありますので、判定委員会を終えてからの入室となります。

続きまして、特別支援教室と特別支援学級を一緒に相談ができるのかということなんですけれども、判定自体は特別支援教室と特別支援学級は別の判定になっております。ただ、心理士と相談をする際に、特別支援教室を見学したりとか特別支援学級も見学をしたり体験をしたりしながら、特別支援教室の判定をするのか特別支援学級の判定をするのかということで、御判断をいただいております。

マイナーケースなんですけれども、年2回、特別支援教師を判定結果したあと、特別支援学級の判定をとというケースもなくはないです。

それから、他市の転入については、これは個人に関わることもあるので詳しいところはというのもあるんですけども、例えば他市から転居されるときに特別支援学級のある学校のそばに転居したいというような御希望はありました。

また、2番の転学相談の結果のところ、「転学せず」というところなんですけれども、この17人の特別支援学級判定が出たのち、通常の学級にこの特別支援学級に行かずに、通常の学級に行ったお子さんが、「転学せず3人」ということになっています。

すみません、まず右側の知的障害特別支援学級の右側の「転学せず」というところは、知的障害特別支援学級の判定や結果が出たお子さんが17人、そのうち知的障害特別支援教室に行かずに通常の学級に行ったお子さんが3人いましたという内容です。一番下の所、小学校であれば、転学不適というのが二人いるんですけども、特別支援学級や特別支援教室を御希望されていたんですけども、例えば知的障害特別支援学級を希望されていた時に、お子さんの様子によっては通常の学級でも判定結果として、通常の学級が適しているんじゃないかというのが判定結果が出る時もありますので、その場合、転学がいらないだろう、特別支援学級の転学がいらないだろうというお子さんが二人、というふうになっています。そこで右側になるんですけども、通常の学級に行ったお子さんが一人、特別支援教室を希望されていたんですけども特別支援学級がいいだろうという判定結果が出たお子さんについては、「転学せず」というところで1名が記載されています。

○教育長（山下秀男） 要するに現状維持だということだと思います。

○委員（紅林由紀子） すみません、理解が遅くて申しわけないんですけども、左側の今御説明いただいた、小学校の転学不適は、希望しているけれども通常でもいいという、通常で大丈夫という判定で、結果として通常学級にそのままいったお子さんが一人、で、「転学せず」というのはどういうお子さんなのかということがちょっとわからないのと、この左側の転学不適とその上の欄の通常学級という判定との違いはどういうことなのかというのを、ちょっと申しわけないんですけども教えていただきたいと思います。

あともう1点、先ほど、相談は年度途中でできるけれども、入室は判定結果を受けてのちということなんですけれども、判定は年何回ということが決まって、それぞれ特別支援学級、それから特別支援教室、転学については判定の時期が年何回とか決められているということなのか、それとも希望が必要なケースが起きた時に、いつ判定しますってそれを受けての判定の時期を決定されているのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

○統括指導主事（田中晴恵） 表がわかりづらくて大変申しわけありません。左側の列に書かれている結果は、委員会で出た判定の結果、要は委員会の方々がこのお子さんはここに所属するのが適切であろうというふうに判定を出した結果でございます。なので、小学校31名のうち、通常学級に1名と書かれているのは、このお子さんは通常学級に所属するのが適切であろうという判定を出した結果です。

ところが、その判定会の中で、転学の相談なので、例えば通常学級に特別支援学級から戻りたい、行きたいですとかその逆も起こるんですけども、その相談内容に対して転学不適ですよというふうに委員会が出した結果が左側に記載されている転学不適の2名でございます。

もう少し詳しく申し上げますと、転学不適は、知的固定のお子さんが通常学級に戻りたいというふうな意思表示を示したお二人でございます。委員会のほうでは、通常学級厳しいのではないのでしょうかというふうに判定結果を出しましたが、右側の結果のほうを見ていただくと、1名は、保護者の御意向で通常学級に今年度所属しております。1名は、やはりまた継続で知的固定のほうに残りますという結果が出ていますという、そういう表になっています。

ただ、今、読み取りづらいという声が挙がりましたので、このあと持ち帰りましてこの辺の修正のほうはやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから委員会の時期ですけれども、基本的に日にちは決まっております。書類等の先生方の準備もありますので、その委員会を経て結果について保護者の了解を得て、学校間でやり取りをしながら、その子に合った適正な移動の時期、その辺を判定して所属のほうが変わるということも学期の途中でも起こっています。

以上です。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。ほかにございますか。
松本委員。

○委員（松本芳之） 現在のインクルージョン、非常に多くなって、一種、親御さんのほうが固執するというか、そういう形のケースが特に都内あたりですと増えていまして、そういう時に、結局そのフィールドに乗っかるんじゃなくて、子どものためになりますよという形の説得と言っているのかわからないんですけども、その持って行き方がカギになると思いますので、おそらく今、数年前、私自身が関わったケースで、変わっているので、判定員の人たちがカウンセラーが中心になって進めていくと思うんですけども、そこら辺を強調して、相談の時に、要は子どもの利益なんですよという視点に焦点を当てていくように努めていただきたいと思います。

これは私の意見です。

○教育長（山下秀男） ありがとうございます。
ほかよろしいですか。

ほかはないようですので、以上で報告事項(6)を終わります。

次に、報告事項(7)「令和5年度市立学校学校評議員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

○統括指導主事（田中晴恵） 報告事項(7)「令和5年度昭島市立学校学校評議員の委嘱について」御説明いたします。

昭島市立学校の学校評議員の委嘱について、昭島市立学校学校評議員要綱第4条に基づき、各学校長から学校評議員の推薦がありましたので、要綱第5条に基づき別紙のとおり100名の方に委嘱することを報告いたします。

○教育長（山下秀男） 報告事項(7)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見ををお願いします。

いかがですか。よろしいでしょうか。特にないようですので以上で、報告事項(7)を終わります。

次に、報告事項(8)「令和5年度昭島市立学校教員異動の概要について」事務局より説明をお願いします。

○指導課長（小林邦子） 報告事項(8)「令和5年度昭島市立学校教員異動の概要について」をご報告いたします。お手元の報告資料8を御覧ください。

最初に、今年度の転入教員の異動状況ですが、小学校は57名の教員が異動で転入しました。内訳は、市内小学校から市内他校へ異動した教員が4名、他地区から転入した教員が42名、新規採用教員が11名でございます。

中学校は39名の教員が異動いたしました。

内訳は、市内中学校から市内他校へ異動した教員が1名、他地区から転入した教員が24名、新規採用教員が12名、期限付任用教員が2名でございます。

転入教員の前任地区については、資料の下欄にお示ししたとおりとなっております。

次に、転出教員の異動状況につきましては、2枚目を御覧ください。小学校は51名の教員が異動いたしました。内訳は、市内小学校から市内他校へ異動した教員が4名、他地区へ異動した教員が39名、退職者が8名でございます。

中学校は27名の教員が異動いたしました。内訳は、市内中学校から市内他校へ異動した教員が1名、他地区へ異動した教員が24名、退職者が2名でございます。

転出教員の異動先の地区は、資料の下欄にお示ししたとおりとなっております。

以上で報告を終わります。

○教育長（山下秀男） 報告事項(8)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見ををお願いします。

眞如委員。

○委員（眞如むつ子） 資料をありがとうございます。これを見せていただいて、意見になるかなと思うんですけども、学校にとって教員の資質能力というのはものすごく大きいわけなんですけれども、出て行ってしまっ、次のほかの方が入ってくるというそれは当然のことなんですけれども、出て行った人で、転出した人で、また転入してほしいというのが願いとしてあるんですけども、例えば初異動の教員に対しては、ここになくて構わないんですけども抑えてあるんでしょうか。表とかつくっていらっしやらないんですかね。そこは、実はいろいろ約束

事というか異動のルールがあるので、それに則ってやるんですけれども、初任校でやった教員というのは、鳥とかと一緒にかもしれませんが、古巣に戻ってきたい、また活躍したいとそういうことをよく言う教員が多いんですけれども、それを声をかける手段というか手立てがなかなかなくて、人づてに戻りたかったけれどももうどうすることもできなくてというのを複数聞いているんですね。そこから辺があるといいな、ないのかな、そういう気持ちでおります。すみません、まとまりありませんけれども。

○指導課長（小林邦子） 今、委員がお話された仕組みとは異なるかもしれませんが、昭島からほかの地区に異動した方で、公募などにより戻って来られる方は複数名おられます。今年度につきましては、公募で志願していただいた方が前年度より増えているということもありますし、コミュニティ・スクールになりますと、コミュニティ・スクールの教員として応募できる仕組みがありますので、様々な手立てを講じて、昭島を志す方が戻ってきやすい仕組みというのは考えていきたいと思えます。

以上です。

○教育長（山下秀男） コミュニティ・スクールのメリットというのはそういうところにもあると思えます。

ほかにございますか。よろしいですか。

では以上で、報告事項(8)を終わります。

次に、報告事項(9)「令和6年度昭島市立学校で使用する教科用図書の採択方法について」事務局より説明をお願いします。

○統括指導主事（田中晴恵） 報告事項(9)「令和6年度昭島市立学校で使用する教科用図書の採択方法について」御説明いたします。

報告資料9を御覧ください。

初めに、小学校の通常の学級で使用する教科用図書について御説明いたします。

現在、令和2年度の新学習指導要領全面実施に伴い、新学習指導要領の内容に基づいた教科用図書を使用しています。現在の教科書の使用は、今年度4年目となり、来年度使用する教科用図書の採択が必要となります。よって、昭島市立小学校及び中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、令和6年度に新たに使用する教科用図書の採択を実施いたします。

次に、中学校の通常の学級で使用する教科用図書についてでございますが、令和2年度に採択した教科用図書及び令和3年度に採択した社会科の使用期間が令和3年度から令和6年度の4年間であるため、令和5年度使用教科用図書と同一の教科書採択する予定です。

最後に特別支援学級で使用する教科用図書ですが、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、毎年度採択を行うことができるので、昭島市立小学校及び中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切なものを採択いたします。

通常の学級の採択の事務日程及び手順につきましては、別紙１を、特別支援学級の採択の事務日程及び手順につきましては、別紙２を御覧ください。

また、採択要綱は別紙３、資料作成委員会等に関する要綱は別紙５となります。なお、採択は、８月の定例教育委員会にて行う予定です。

以上で報告を終わります。

○教育長（山下秀男） 報告事項(9)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いします。

氏井委員。

○委員（氏井初枝） 御説明ありがとうございました。別紙１についてです。大まかな手順についてはよくわかりましたが、さらにちょっと細かいことについてお尋ねいたします。教科用図書を市民の方々にも御覧いただける場所として、前回は確か、市役所２階とアキシマエンスの２階が設置場所であったように記憶しているんですが、今回もそれがあるのでしょうか。あるとしたら日にちはいつごろになるのか、もし決まっているようでしたら教えていただきたいと思います。

それから、教育委員のほうで教科用図書を拝見できる日にちも大体のところが決まっているようでしたら教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○統括指導主事（田中晴恵） 市民の皆さんに教科書を見ていただく期間、場所につきましては昨年度と同じところを考えております。期間につきましては手元に見本本が到着しておりませんので、到着次第日程のほうを決定し御連絡させていただく予定でおります。よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 教育委員用はどうですか。

○統括指導主事（田中晴恵） 教育委員さん用のものも、実は教育委員会のほうに５セット届くはずなんですけれども、それがまだ届いておりませんので、届き次第また御連絡を差し上げます。よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。ほかございますか。
眞如委員。

○委員（眞如むつ子） 別紙１についてなんですけれども、５月２３日火曜日から６月１５日木曜日まで、各学校への教科書巡回展示という、これが始まってすごくありがたかったなというのを記憶しているんですけれども、いかんせん時間の確保ができず教員が見る時間がないという現状があるので、意見ですが、ぜひともこの期間に各学校で時間を設定するように、例えば定例校長会、副校長会で教育長のほうからちょっとお声を添えていただけるといいのかなと。私も両方やったことあるんですけれども、時間設定をしないとなかなか全教員が、それぞれ分担してやるんですけれども、意見を出すというのがかなり少ない状況で、時間も取って今

日の午後これだけ皆さん読みますよと言うと、そこで集中して読むので意見を述べやすいというのがあって、これも学校としては時間取れませんと言われたらそれまでなんですけれども、でもそういうほうが、教科書採択についてはいいのかなと思っております。意見でございます。

○教育長（山下秀男） 今の御意見を参考にさせていただき、またいろいろと伺いながら、時間が取れるだろうかというのはちょっと微妙なところだと思いますけれども対応できればぜひ、私のほうからも呼びかけていきたいというふうに思います。

ほかございますか。よろしいですね。

それでは、以上で報告事項(9)を終わります。

次に、報告事項(10)「昭島市民図書館・郷土資料室主催事業について」事務局より説明をお願いします。

○アキシマエンス管理課長（岩波聡） それでは、報告事項(10)「昭島市民図書館・郷土資料室主催事業について」御説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。今回は7件の事業について御報告いたします。

まず、市民図書館主催事業から、1、写真展示でございます。

こちらは、5月12日に開館50周年を迎える市民図書館の歩みを写真で振り返るものでございます。5月10日水曜日から16日火曜日まで、アキシマエンス国際交流教養文化棟市民ギャラリーにおいて実施いたします。

続きまして、2、図書館ツアーでございます。図書館スタッフが館内等を案内しながら、利用方法やサービスについて紹介し、利用促進を図るものでございます。5月12日金曜日の午後2時及び午後6時から各1時間で2回、市民図書館において開催し、定員は各20名、4月18日火曜日より申込順で受付中、参加費は無料でございます。

なお、現在、申込みが集中しているため、追加募集をいたします。5月12日金曜日の午後3時30分ならびに20日土曜日の午後1時30分及び4時からの3回追加をいたしまして、申込者には新しい予定についても御案内いたします。

次に、3、子ども読書活動推進事業、「よみきかせのきほん―本選びからはじめよう」でございます。

この事業は、学校や図書館で読み聞かせを行う初心者に向けた基礎講座でございます。5月13日土曜日の午後1時から3時まで、アキシマエンス国際交流教養文化棟、講習・研修室1～3において、公益財団法人 東京子ども図書館職員の鈴木 晴子氏を講師に招いて開催いたします。定員は30名、4月8日土曜日より申込順で受付中、参加費は無料でございます。

次に、4、大人の塗り絵講座でございます。

河出書房新社の大人の塗り絵シリーズを教材に、塗り絵の楽しみ方を学ぶ講座を開催します。あわせて生涯学習の場としての市民図書館の周知及び利用促進を図ってまいります。5月14日日曜日の午後2時から4時まで、アキシマエンス国際交流教養文化棟、講習・研修室1から3において、サクラクレパス認定の講師を招いて開催いたします。定員は20名、4月14日金曜日より多数抽選で受

付中、参加費は無料でございます。

次に、5、図書館映画会でございます。

こちらは、市民図書館で定期的に行っている映画会で、今回は、一般向けの映画会として「銀座の恋の物語」を上映いたします。5月18日木曜日及び21日曜日の午後2時から、アキシマエンス国際交流教養文化棟シアターにおいて開催いたします。定員は50名、4月18日火曜日より申込順で受付中、参加費は無料でございます。

次に、6、バイオリンデュオミニコンサートでございます。

市民図書館開館50周年記念として、ミニコンサートを開催いたします。月28日曜日の、午後2時、2時45分、午後3時30分からの3回、各30分、アキシマエンス国際交流教養文化棟交流広場において、バイオリニスト熊谷真紀、林佳南子、両氏による演奏をお楽しみいただきます。定員なし、申込不要で、参加費は無料でございます。

最後に、郷土資料室主催事業1、郷土資料室企画展「昭和の暮らしを支えた道具たち」でございます。

市内で実際に使われていた懐かしい民具資料を展示いたします。展示期間は、5月9日火曜日から7月23日日曜日で、アキシマエンス国際交流教養文化棟郷土資料室に展示いたします。

甚だ簡略で恐縮に存じますが、以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項(10)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見を願います。

紅林委員。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。一番最後の郷土資料室主催事業の「昭和の暮らしを支えた道具たち」の企画展について1点だけ意見を申し上げたいと思います。普段色々な民具が校舎棟のほうにあって、なかなかあちらまで行くのに、ちょっとやはりなかなか足を運ばない来館者が多いかとも思いますので、こういう機会があつてとてもいいと思います。それで実際にこういったものを触ったり使ったり、あるいは衣装とかだったら、それをちょっと羽織ってみて写真撮影できるみたいな、そういったような写真を撮れるコーナー、コスプレコーナーとか、そういったいろいろな半造型というか、いろいろ今、博物館の半造型展示というのが結構盛んにやられていますけれども、そういう体験型の展示にしていただけなのかどうかというのを、ぜひそういった企画をお願いしたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○生涯学習部長（磯村義人） 郷土資料展示室でございますけれども、3階校舎棟での展示は、以前、前の所の場合には触っていただけました。コロナ禍において開館したものですから、それ以来触るのを御遠慮いただいていたという経緯がございます。今後、また体験型展示に移行していくと、またこの展示におきましても、なかなか衣類がもう古いもので、なかなか試着に堪えないもののほうが多いように今は、把握してございますので、その状況を見ながらできるだけその時代に触れ

ていただけるような展示というのを今後も心掛けていって、また今回も特別展示から紹介をさせていただいて、校舎棟のほうにも足を運んでいただけるような、そんな展示にさせていただきたいというふうに考えてございますのでよろしくお願いいたします。

- 委員（紅林由紀子） コロナ禍のいろいろな制限があって大変御苦労なさったと思うんですけども、ぜひそういった体験型展示を期待しております。確かに、衣装とか古くてというのは、ちょっと着るほうも抵抗があるかもしれないんですけども、そういったものを展示していると共に、例えばそういったような衣装の描いたパネルで、顔出しパネルにしたりとか、そういった昭和の生活を自分がそこに入ってしまったかのような、そういったような体験ができると楽しいかなと。
- 郷土資料室大変すばらしい所なんですけれども、ちょっと暗いですよね。なので、何か、楽しさ、明るさ、楽しさ、にぎやかさを演出していただけると嬉しいなというふうに思いました。

- 教育長（山下秀男） 御意見ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは報告事項(10)を終わります。

次の、報告事項(11)「昭島市教育委員会事務局職員の人事異動について」から、報告事項(18)「FOSTER ホール ホールインフォメーション」までの8件につきましては、資料配布のみとさせていただいておりますが、御意見等あれば、御発言をお願いしたいと思います。いかがですか。

よろしいですか。それでは報告事項は、以上となります。

次に、日程6、その他に入りますが、委員の皆様から、全体を通して何かございましたら、発言をお願いしたいと思います。

紅林委員。

- 委員（紅林由紀子） 先ほど申し上げればよかったんですけども、ちょっと考えがまとまりませんで、報告事項6の先ほどの就学支援のことにに関してなんですけれども、私の周りにも知的障害特別支援学級にお子さんを通わせていらっしゃる御家庭や、自閉症情緒障害特別支援学級に通わせていらっしゃるお子さんの御家庭などいろいろ存じ上げております。本当にそれぞれのお子さんの状況、特質に合った環境で過ごすということは本当に大事なことだなというふうに私も感じております。たくさんの人数、たくさんいる環境で、どうしても落ち着かなくてイライラしちゃって勉強できないというお子さんは、やはり情緒障害特別支援学級のような、こじんまりとした落ち着いた環境が提供されるというのは非常にありがたいことだと思いますし、あとやはり勉強がどんどん難しくなっていくのに全然ついていけないようなお子さんは、やはりそれぞれのレベルに合っけきめ細かく御指導いただける学級というのは、非常に重要だなというふうに思っています。

ですので、そのところは先ほど松本委員がおっしゃったように、よく保護者の方に理解していただくことは重要だと思います。と同時に、私、娘の幼稚園は、幼稚園ですけども、そういった障害のあるお子さんも一緒に幼稚園時代を

過ごして、非常にそれはお互いにとってすごくいい環境だった、いろいろなことをお互いに学んできたというようなことを見てまいりました。また小学校も、娘は共成小学校でしたので、若草学級さんのお子さんたちと交流というか修学旅行とかも同じ部屋に宿泊したりして、とても娘は楽しく過ごしてきて、そういうお子さんのやはり特質というか、苦手なことだけれども、そうじゃない、全然自分たちと同じだということを実に理解できた、学べたということで本当にありがたかったかなというふうに思っております。

ということで、もちろんそういった学級は、その子その子に合った学級で学ぶことは大事だと共に、やはりインクルーシブということが非常に大事で、交流というよりはもう一步進めて、インクルーシブな環境を学校にどうやって作っていくかというのが、これからの時代ではとても大事なんじゃないかなというふうに感じております。学校は、各学校でいろいろ工夫していただいて、もちろん音楽会とか運動会とか一緒にやるのはもう当然のことなんですけれども、それぞれの授業をちょっと受けてみるとか、一緒に何か作ってみるというような、インクルーシブな場をこれからもどんどん工夫して作っていただきたいですし、そういう取り組みをしているということを保護者の皆さんにアピールすることは保護者の皆さんの安心にもつながるのではないかなというふうに思っています。学校の間は非常に守られていて、それぞれのお子さんの特質に合った環境で学んでいけますけれども、やはり保護者としては、その先、世の中に出た時に、やっぱりそうではない方と一緒に生活していかなければならないということが、非常に心配なところなんだと思うんですね。だから、子どものうちから普通のお子さんと一緒に、やはりやっていかせたいというふうに思う保護者の方もいらっしゃると思いますので、そういう場が学校であるんだよということが、一つの大きな安心にもつながると思うので、ぜひそこをこれからも工夫して続けていただければなというふうに感じております。

以上が私の意見です。すみません。

○教育長（山下秀男） 何か答えることはありますか。

いいですね。では御意見としていただきました。ほか、ございますか。

それでは、最後に、次回の教育委員会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○教育総務課長（野口明彦） 次回の、令和5年第5回教育委員会定例会は令和5年5月18日（木曜日）午後2時30分から市役所市民ホールにおいて開催いたします。

○教育長（山下秀男） 次回の本定例会につきましては、5月18日の木曜日、午後2時30分から、ここ市役所市民ホールにおいて開催をいたしますので、よろしくお願いいたします。

少し時間が長くなりましたけれども以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和5年昭島市教育委員会第4回定例会を、これをもって閉会といたします。本日はありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

調 整 担 当